

(別紙)

## 給付奨学金適格認定(学業成績・学習意欲)基準

2023年10月1日より適用

区分	適格認定(学業成績・学習意欲)基準
廃止	次の1～4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむをえない事由がない場合 1 修業年限で卒業できないこと(卒業延期)が確定した場合 2 前年度までの習得単位数の合計数が標準習得単位数※1の5割以下の場合 3 出席率が5割以下など、学習意欲が著しく低いと学校が判断した場合 4 「警告」を受け、次の適格認定で「継続」、「停止」以外の判定を受けた場合
停止	「警告」の判定を受け、次の適格認定で「警告」の判定となったときに、 2 回目の警告となった事由が「GPA 等が学部等における下位4分の1の場合」のみに該当する場合
警告	次の1～3のいずれかに該当し、そのことについて災害、障害、その他やむを得ない事由がない場合 1 前年度までの習得単位数の合計数が標準習得単位数※1の6割以下の場合 2 GPA が学部等※2における改4分の1の場合 ア 学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合 イ 社会的擁護を必要とする者で、学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

上記による適格認定の学業成績などの基準に該当する以外の場合にも、次のいずれかに該当するときは廃止とし、返還を求める。

- |  |
|--|
| 1 偽りその他不正の手段により支給を受けた場合<br>2 大学等から退学・定額(無期限又は3か月以上の場合に限ります。)の懲戒処分を受けた場合<br>3 学業成績が著しく不良(前年度までの修得単位数の合計数が標準修得単位数の1割以下や出席率が1割以下など、学習意欲が低いと学校が判断した場合)であり、災害、傷病、その他やむを得ない事由がない場合 |
|--|

※1 標準修得単位数は、次の算式により算出(単数が生じた場合には切り上げる)する。

$$\text{標準修得単位数} = \frac{\text{標準修得単位数}}{\text{修業年限}} \times \text{対象者の在学数} \times 1$$

※1 対象者の在学期間中に休学期間が含まれる場合には、その休学期間を控除する。

休学期間が1年未満である場合には、その月数を12で除した数を控除する。

※2 「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものをいう。